

浦添市ファミリー・サポート・センター事業の業務委託事業者募集要綱

1 募集要綱の定義

本市では、平成 18 年よりファミリー・サポート・センターを運営しており「子育ての援助をして欲しい人」「援助したい人」が会員となっていく地域の相互援助活動で、アドバイザーが会員間の適切なコーディネートをしている。令和 7 年 4 月からファミリー・サポート・センター事業業務を民間委託するため、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの委託事業者を募集する。

ファミリー・サポート・センター事業業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や業務経験等を活用することにより、ファミリー・サポート・センター業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用することとした。

この募集要綱は、浦添市ファミリー・サポート・センター事業業務委託（以下「本事業」という。）に係る募集要綱に関して必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要綱に併せて配布する次の資料も本募集要綱と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要綱等」と定義する。

※仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

※様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

- 2 事業名 浦添市ファミリー・サポート・センター事業の業務委託
- 3 対象施設所在地 浦添市内間 4 丁目 26 番 20 号（2 階）
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）
- 5 応募事業者の条件等

(1) 応募事業者資格要件

- ① 沖縄県内に本社、又は事業所を有していること。
- ② ファミリー・サポート・センターの活動に深い理解があり、会員間のコーディネート業務等を実施できること。
- ③ 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ④ 受託業務に必要な人数（アドバイザー 2 人以上）を配置できること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法に基づき更生手続きの開始申し立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしていない者。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の詳細な確認は、提案書類の提出により行う。ただし応募資格確認後から

審査結果の決定までに応募者の備える要件を欠くような事態が乗じた場合には失格とする。

(3) 応募に関する留意事項

①募集要綱等の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、募集要綱等の記載内容を承諾したものとみなす。

②費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

③提出書類の取扱い

提出書類の提出期限以降における差し替え及び再提出、返却はできないものとする。

④資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(4) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ①説明会申し込みをしてから優先交渉権決定までに、応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- ②一つの応募者が、複数の提案をおこなった場合。
- ③同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合。
- ④選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤著しく信義に反する行為があった場合。

(5) 本委託事業における契約限度額の公表

本事業に係る契約予定の金額は 36,660,000 円以内（令和 7 年度 12,220,000 円以内 / 令和 8 年度 12,220,000 円 / 令和 9 年度 12,220,000 円以内）とする。ただし、この金額は、消費税及び地方消費税を含む金額であり、契約金額の限度額を示しており、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(6) その他

- ①市が提示する資料及び回答書等は、本募集要綱等と一体のものとして同等の効力を有するものである。
- ②本募集要綱等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

6 募集スケジュール

(1) 募集要綱の配布

市のホームページからダウンロード

(2)募集要綱等の説明

令和7年2月19日（水）午後3時より、こども未来課会議室（市役所2階）にて行う。

説明会・現地見学参加申請書（様式第1号）を令和7年2月14日（金）午後5時までに、こども未来課へ持参又はメールで提出すること（期限内必着）。

(3)現地見学会（希望者のみ）

① 日時 令和7年2月21日（金） 午後2時～午後3時

② 場所 浦添市ファミリー・サポート・センター

③ 留意事項

ア 現地見学会参加は1事業者2名までとし、2月14日（金）までに現地見学会参加申請書（様式第1号）を、こども未来課へメール又はFAXで提出すること。

イ 見学は市の指示に従うこと。

(4)募集要綱等に関する質問受付・回答

① 質問の提出方法

質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載したメール又はFAXにより提出すること。

② 受付締め切り

令和7年2月26日（水）午後5時まで

③ 回答日

令和7年2月28日（金）

④ 質問への回答

本募集要綱等の質問の回答は、説明会参加全事業者にメール又はFAXで回答する。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。また、無用な困難を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

(5) 提案書等の期限及び提出先

期限：令和7年3月5日（水）午後5時までに持参すること。

提出先：浦添市こども未来課（市役所2階）

(6) 提出書類

参加表明書及び添付資料について、正本1部、副本5部を提出すること。

添付資料

① 会社概要

正職員数及び非正規職員数の職員構成について記載すること。

② 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）

③ 納税証明書

国税及び地方税（都道府県、市町村）の完納証明書。参加表明書提出
1か月以内に発行されたもの。

- ④ 損害補償を担保できる保険に加入していることを証する書類。
- ⑤ 参加表明書（様式第3号）
- ⑥ ファミリー・サポート・センター業務に関する提案書（様式第4号）
- ⑦ 見積書（様式第5号）

ア 見積書額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。なお、見積
額の消費税及び地方消費税を含む額は、令和7年4月から令和10年
3月までの契約予定金額の総額である36,660,000円の範囲内である
こと。

イ 見積書には、詳細な積算内訳書（人件費、現場経費、管理費等）を添
付すること。

ウ 見積内容は、提案書等と同一のものとする。

エ 契約予定額を超える場合又は、見積額が異常に少額で本委託事業の適
正な履行に支障があると判断したときには、失格とする場合がある。

(7) 資格審査結果の通知

令和7年3月7日（金）までに文書等で通知する。

(8) プレゼンテーション及びヒヤリング審査

資格審査で選考された応募事業者を対象にプレゼンテーション及びヒヤリング審
査を行う。

- ① 実施日時：令和7年3月13日（木）
- ② 実施時間：45分程度（プレゼンテーション15分間、ヒヤリング質疑応答30分
間）
- ③ 出席者：3名までとする。
- ④ 準備物：パソコン等を使用する場合は、各自準備し、事前に市へ連絡すること。
（プロジェクター、スクリーンは市で準備する）
- ⑤ 審査の順番：提出書類受付順に抽選番号を引き、その順番とする。

7 提案書等の審査方法

(1) 書類審査

- ① 市は、応募資格の確認審査を行い、この募集要綱に記載している応募事業者の備え
るべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は、失格とする。
- ② 浦添市ファミリー・サポート・センター事業業務委託選定委員会（以下、「選定委員
会」という。）は、次に掲げる項目を満たしていることを確認する。

ア 提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

イ 当該提案に関する各様式に示す項目に対する提案が仕様書の内容を満たしていること。

③選定委員会は、選考基準に基づき提案書等について採点する。

(2) プレゼンテーション及びヒヤリング審査

選定委員会が提出書類及びプレゼンテーション、ヒヤリングについて選考基準に基づき採点する。

(3) 優先交渉者の決定

① 選定委員会は、応募者の提案書、プレゼンテーション、ヒヤリング内容等の合計得点が最も高い応募者を決定する。

② 市は、選定委員会の選考結果を踏まえ、優先交渉権を決定する。

③ 選定結果は、応募事業者全員に通知する。

④ 優先交渉権者が契約を締結ない場合は、得点の高いものから順に契約交渉を行うことができるものとする。

問い合わせ先

浦添市こども未来課

担当： 教育保育係 新垣

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

TEL 098-876-6821

FAX 098-879-7190

メール kmirai@city.urasoe.lg.jp